

みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体表彰実施要綱

1 目的

この要綱は、子どもの生活習慣の確立に対する関心を高め、社会全体で子どもを育む機運を醸成するため、子どもの生活習慣の向上に向けて顕著な取組を行っている保育所・学校・企業・団体等に対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の方法

この要綱に定める表彰は、みやぎっ子ルルブル推進会議（以下、「本会議」という。）会長が褒状を授与して行うものとする。

3 表彰の対象

本会議の目的に賛同する県内の保育所、幼稚園、小・中学校及び県内に事業所等の活動拠点を有する企業、団体及びその他法人等とし、睡眠、食習慣、遊び・運動など子どもの生活習慣向上に対する貢献が顕著であると認められるもの。

4 候補者の推薦

- （１）被表彰候補者は、本会議の幹事、会員による推薦（自己推薦を含むものとする。以下同じ。）を受けるものとする。
- （２）被表彰候補者の推薦は、別記様式による推薦書を作成し、会長に提出して行うものとする。

5 選考方法

被表彰者は、幹事会において推薦書に基づき幹事の合議により被表彰者の案を作成し、それを参考に会長が決定するものとする。

6 選考の基準

表彰の対象となる取組は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- （１）継続的な取組であるもの
- （２）創意工夫に富んだ取組であるもの
- （３）地域や他の団体等と連携した取組であるもの
- （４）その他子どもの生活習慣向上に対する貢献が顕著であると認められるもの

7 表彰の部門

被表彰者は、次に掲げる各部門について選考するものとする。

- （１）保育所・幼稚園部門
- （２）小学校・中学校部門
- （３）企業・団体部門
- （４）その他

8 事務

本表彰に関する事務は、宮城県教育庁義務教育課において行う。

9 その他

この要綱に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２１年１２月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１０日から施行する。